

NIST 訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1、 事業者概要

会社名	株式会社 Office 堀江
代表者名	代表取締役 本庄郁恵
所在地	大阪府大阪市中央区平野町3-1-2 キューアス平野町ビル7A
電話番号	06-4708-7880

2、 事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	NIST 訪問看護ステーション
所在地	大阪府大阪市中央区平野町3-1-2 キューアス平野町ビル7A
電話番号	06-4708-7880
FAX 番号	06-4708-7884
相談担当者	本庄 郁恵 (ホンジョウ イクエ)
通常事業実施地域	大阪市全域、門真市、八尾市 とする
介護保険指定事業所番号	2769490851

(2) 事業の目的・運営方針

事業の目的	NIST 訪問看護ステーションにおいて実施する指定訪問看護の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする
運営方針	① 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、その療養生活を支援し、したい機能の維持回復を図るものとする ② 利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設置し計画的に行うものとする ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする

- サービスの特徴
- ① 主治医からの訪問看護指示およびケアプランに基づき訪問致します
 - ② ご本人・家族様との話し合いの上、訪問日、時間、回数を決めさせていただきます。
 - ③ 24時間電話相談を受け付け、24時間訪問体制を整えています。
 - ④ 病状・健康状態の観察、日常生活の支援・相談、医療的処置、医療機器管理、認知症ケア、リハビリテーション、点滴管理、お看取りにかかわるエンド・オブ・ライフケア、住宅移行支援などに対応致します

(3) 営業日および営業時間

- 営業日 平日（月～金） 9：00～18：00
- 休業日 土日・祝祭日及び12月30日～1月3日
- サービス提供時間 平日（月～金）及び、土日・祝祭日（年末年始含む）
24時間対応

(4) 職員体制

事業所の管理者 本庄 郁恵

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		職員及び業務の管理
看護師 准看護師	13名	31名 4名	療養上の世話、看護業務
事務員	2名	1名	事務業務

3、 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	内容
日常生活援助	清拭、洗髪等による清潔の保持 食事、排泄等の日常生活の世話 環境整備 リハビリテーション
治療に関する援助	病状・障害の観察 人工呼吸器の管理 在宅酸素療法の管理

	経管栄養の管理 膀胱カテーテルの管理 服薬管理、点滴 その他医師の指示による医療処置
その他	認知症患者の看護 療養生活の指導 家族の介護指導 精神的支援 その他

(2) 利用料等

[介護保険]

自己負担 1 割の場合 (大阪市 2 等地 1 単位 11.12 円)

項目	提供時間	所定単位数	
		訪問看護	介護予防訪問看護
訪問看護および 介護予防訪問看護	20 分未満	350 円 (314 単位)	337 円 (303 単位)
	30 分未満	524 円 (471 単位)	502 円 (451 単位)
	30 分～60 分未満	916 円 (823 単位)	883 円 (794 単位)
	60 分～90 分未満	1,255 円 (1,128 単位)	1,213 円 (1,090 単位)
緊急時訪問加算 I		668 円 (600 単位/月)	668 円 (600 単位/月)
緊急時訪問加算 II		639 円 (574 単位/月)	639 円 (574 単位/月)
特別管理加算		500 単位/月 250 単位/月	
初回加算 I		350 単位/月	
初回加算 II		300 単位/月	
退院時共同指導加算		600 単位/月	
長時間訪問看護加算		300 単位/月	
口腔連携強化加算		50 単位/月	
ターミナル加算		2,500 単位	
保険対象外 (自費)	20 分未満	3,000 円/回	
	20 分以上 30 分未満	4,500 円/回	
	30 分以上 60 分未満	8,000 円/回	
	2 時間以上 (1 日)	6,000 円/時間	
※ 夜間 (18 時～22 時)・早朝 (6 時～8 時) 時間帯の訪問の場合は上記基本料金の 25%、 深夜 (22 時～翌朝 6 時) 時間帯の場合は上記基本料金の 50% が加算されます。			

[医療保険]

厚生労働大臣が定める額及び加算が算定され法令に基づき請求します、その他の費用 (衛生材料等は実費請求

4、 その他の費用

- (1) サービス実施に必要な水道・ガス・電気等にかかる費用は、利用者負担となります
- (2) サービスをキャンセルされる場合キャンセル料は請求致しません
- (3) 衛生材料は実費請求となります
- (4) 交通費は請求致しません

5、 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

毎月、月末締めとし当該月分のご利用料を翌月 15 日までに請求致しますので、28 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。振替以外の方は、お振込みでお願い致します

[お振込先]

振込先銀行	りそな銀行 豊中支店
口座番号	普通預金 口座番号 0379651
口座名義	カブシキガイシャ オフィスホリエ 株式会社 Office堀江

6、 高齢者虐待防止について

- (1) 事業者は利用者の人権の擁護・虐待防止のために次の措置を講じます
 - ① 虐待を防止するために従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する

7、 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする

8、 緊急時、事故発生時の対応

- (1) 事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする
- (2) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする
- (3) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償責任保険
保障の概要	管理下財物賠償 業務遂行上の賠償補償他

9、 サービス提供に関する相談・苦情について

- (1) 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供した指定訪問看護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

< 苦情相談窓口 >

NIST 訪問看護ステーション	住所 大阪府大阪市中央区平野町 3-1-2 キューアス平野町ビル 7A 電話 06-4708-7880 (本庄 郁恵)
おおさか介護保険サービス相談センター	住所 大阪市天王寺区東高津町 12-10 電話 06-6766-3800
大阪府国民健康保険団体連合会	住所 大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F Nビル内 電話 06-6949-5418